

5 準過疎地域持続的発展計画策定要領

令和3年6月8日制定

1. 準過疎地域持続的発展計画

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和63年福島県規則第30号）別表第二の「準過疎地域持続的発展計画」は、おおむね次の事項について策定するものとする。

(1) 準過疎地域持続的発展の基本的方針及び目標に関する事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的を踏まえるとともに、福島県総合計画、新広域市町村圏計画、各団体の振興計画等との関連性を考慮しながら、その地域の将来像とそのため基本的な施策及び目標について記述する。

(2) 準過疎地域持続的発展対策事業に関する事項

次の事項のうち、特に準過疎地域持続的発展対策事業として取り上げる事項について、現況と問題点、その対策及び整備計画（別紙様式1）について記述する。

ア. 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成について

イ. 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発について

ウ. 地域における情報化について

エ. 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保について

オ. 生活環境の整備について

カ. 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について

キ. 医療の確保について

ク. 教育の振興について

ケ. 集落の整備について

コ. 地域文化の振興等について

サ. 地域における再生可能エネルギーの利用の推進について

シ. 準過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価について

ス. その他

(3) 年度別の事業計画

(2)の整備計画に計上された事業の中で、振興基金の借入を要望するものについて、年度別に事業内容、総事業費、財源内訳等を記載した事業計画（別紙様式2）を記述し、別紙様式1と併せて県市町村財政課長に提出する。

提出を受けた県市町村財政課長は、内容を精査し、承認した場合、計画団体に承認した旨を通知する。

(4) 年度別の事業実績

計画期間終了後においては、(3)の事業について年度ごとの事業内容、総事業費、財源内訳等を記載した事業実績（別紙様式3）を記述し、県市町村財政課長に提出する。

2. 計画期間

計画は3年度をもって一つの期間とし、第1期計画は令和3年度から令和5年度、

第2期計画は令和6年度から令和8年度、第3期計画は令和9年度から令和11年度、第4期計画は令和12年度とする。

3. 計画団体

計画を策定する団体は、準過疎地域該当団体とする。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から施行する。